

令和4年第1回七戸町議会定例会 会議録

令和4年2月15日七戸町告示第10号で、令和4年第1回七戸町議会定例会を3月1日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和4年 3月 1日 午後 1時30分 開会

令和4年 3月 9日 午前11時55分 閉会

○応召議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	疍清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

- 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第13号))
- 報告第 2号 専決処分事項の報告について
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第14号))
- 報告第 3号 専決処分事項の報告について
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第15号))
- 議案第19号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 七戸町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 七戸町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 七戸町人材育成基金条例を廃止する条例について

- 議案第 26 号 七戸町交通遺児基金条例を廃止する条例について
議案第 27 号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第 28 号 町道路線の認定について
議案第 1 号 令和 3 年度七戸町一般会計補正予算（第 16 号）
議案第 2 号 令和 3 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 号 令和 3 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 4 号 令和 3 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 号 令和 3 年度七戸町介護サービス特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 号 令和 3 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 号 令和 3 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 8 号 令和 3 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 9 号 令和 3 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 10 号 令和 4 年度七戸町一般会計予算
議案第 11 号 令和 4 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
議案第 12 号 令和 4 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 13 号 令和 4 年度七戸町介護保険特別会計予算
議案第 14 号 令和 4 年度七戸町介護サービス特別会計予算
議案第 15 号 令和 4 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
議案第 16 号 令和 4 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
議案第 17 号 令和 4 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 18 号 令和 4 年度七戸町水道事業会計予算
議案第 29 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

○議員提出案件

- 発議第 1 号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について
議会改革特別委員会報告
-

○その他

- 会議録署名議員の指名について
会期の決定について
諸般の報告について
常任委員会の要請事項に対する回答について
予算審査特別委員会設置

**令和4年第1回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

令和4年3月1日（火） 午後 1時30分 開会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「報告第1号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第13号）」から「議案第29号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの29議案、3報告を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について

日程第6 予算審査特別委員会設置

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田恵津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	田嶋邦貴君	支所長	小山彦逸君
		（兼庶務課長）	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君

会計管理者 (兼会計課長)	高田 美由紀 君	税務課長	町屋 淳一 君
町民課長	原子 保幸 君	社会生活課長	佐々木 和博 君
健康福祉課長	井上 健 君	商工観光課長	附田 良亮 君
農林課長	鳥谷部 勉 君	建設課長	氣田 雅之 君
上下水道課長	仁和 圭昭 君	教育長	附田 道大 君
学務課長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田中 健一 君
世界遺産対策室長	相馬 和徳 君	中央公民館長 (兼報公民館長・中央図書館長)	高田 博範 君
農業委員会会長	天間 俊一 君	農業委員会事務局長	三上 義也 君
代表監査委員	吉川 正純 君	監査委員事務局長	澤山 晶男 君
選挙管理委員会委員長	新館 文夫 君	選挙管理委員会事務局長	原子 保幸 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山 晶男 君	事務局次長	鳥谷部 伸一 君
------	---------	-------	----------

○会議録署名議員

1番	中野 正章 君	2番	山本 泰二 君
----	---------	----	---------

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和4年第1回七戸町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番中野正章君と2番山本泰二君を指名します。

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

初めに、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（白石 洋君） それでは、議会運営委員会より委員長報告を申し上げます。

去る2月15日告示、本日招集されました令和4年第1回七戸町議会定例会の会期について、先般、2月15日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日3月1日より3月9日までの9日間を会期とすることに決定をいたしました。

本日は、議案等の一括上程、予算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。

5日から7日は、閉庁並びに議案調査のため休会といたします。

2日と3日は一般質問、4日と8日は予算審査特別委員会を行います。運営方法等については、皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にしていただきたいと思います。

最終日の9日は、今回上程されております全議案について審議を行うこととしております。

以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力

を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月9日までの9日間としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日から3月9日までの9日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の陳情等文書表のとおりです。先般、このことについて、議会運営委員会において審査した結果、要望第1号については資料配付することにしましたので、御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

報告第1号専決処分事項の報告について、令和3年度七戸町一般会計予算第13号から議案第29号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの29議案、3報告を一括上程します。

初めに、町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、こんにちは。

本日ここに、令和4年第1回七戸町議会定例会が開会され、提出議案を御説明する前に、町政運営の基本方針並びに所信の一端と一般報告をさせていただきます。

初めに、荒熊内地区開発計画の第1次計画として進めている（仮称）七戸町総合アリーナの建築工事は、令和5年度の完成に向けて順調に進捗しております。また、第2次計画となる役場新庁舎建設についても町民の意見等を聞きながら進めてまいります。

次に、昨年7月に温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言いたしました。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本年は、ゼロカーボ

ン総合戦略の策定を進め、さらなる計画の具体化・加速化に努めてまいります。

子育て支援としては、本年4月、健康福祉課と社会生活課を再編し、天間林保健センター内に子どもに関する手続をワンストップで提供する「こどもみらい課」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をいたします。加えて、「保健福祉課」「介護高齢課」を設置し、子育て分野だけでなく、保健・福祉・介護分野においてもさらなる連携を図り、町民の利便性を高めるサービスの実現に努めてまいります。

上北自動車道の最終区間である天間林道路は、年内の開通に向けて各種工事が進められています。さらに下北半島縦貫道路の野辺地、七戸間約7キロメートルは、国道4号西側にバイパスを新設する案が昨年6月に国から示され、令和4年早い段階での新規事業化に向けて着実に前進しております。

教育においては、小中学校児童生徒の確かな学力の定着や生徒指導の充実を図るため、引き続き町費教員を採用し配置してまいります。また、七戸高等学校の生徒一人一人の基礎的な学力向上やキャリア教育の充実を図るため、七戸公営柏葉塾を開校し、多様な学びの場の創出と町内外の中学生から選ばれる魅力ある学校づくりに向けて支援してまいります。

町の期間産業である農業については、経営所得安定対策事業が令和4年度から戦略作物の飼料用作物、飼料用米の複数年契約の減額及び新規廃止等、大きな見直しが示されたことから、生産現場では混乱が生じることが予想されます。

これまで国は、「稲作から転換」をキーワードに高収益作物への取組に手厚く支援してきました。当町においてもニンニク、ナガイモ、トマト等をはじめ、大豆、そばへの作付転換が進み、産地形成が図られてきたところですが、今回の見直しで今後5年間のうちに水稲作付要件が付され、借地農地の返還、離農の拍車、荒廃農地の増加が懸念されております。町としてはどのような支援ができるか、関係機関と連携しながら早期に方向性を見出して行きたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症については、今年に入り全国的にオミクロン株が猛威を振るい、感染者数も爆発的に増加し、再びまん延防止重点措置が首都圏を中心に全国に拡大しております。県内及び上十三保健所管内においても感染が拡大し、当町でもクラスターが発生いたしました。

町の対策としては、1月20日より3月6日まで公共施設の利用休止や部活動の禁止、一部の小学校・保育園等では徹底をお願いしております。

3回目のワクチン接種については、医療従事者等は昨年12月から、その他2回目を摂取した方は、2月から順次実施しております。町民の皆様には、引き続きの感染予防対策をしっかりと実施していただきますようお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大が、地域の経済活動へ大きな打撃を与えました。町では、緊急経済対策として事業者向け臨時給付金や消費喚起、需要拡大策として商品券等を発行いたしました。

本年も、新型コロナウイルス感染症急拡大を踏まえ、当町の緊急経済対策を講じることとしております。

内容については、コロナ禍における町民の生活支援と町内の小売業等に対する経済効果を目的として、町民一人当たり1万円の町内小売店等で使用できる商品券を、本年3月中旬をめどに配付することとしております。

財源としては、青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費と町の財政調整基金を充当することにしており、本定例会において報告第3号専決処分として、令和3年度七戸町一般会計補正予算（第15号）に計上しております。

以上、施策の一端を申し上げましたが、これらの実現を目指し、町民・団体・企業・行政が一体となり、町づくりのための施策に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、これまで以上の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について、御説明いたします。

報告第1号専決処分事項の報告について。

令和3年度七戸町一般会計補正予算（第13号）については、子育て世帯に対する10万円給付事業に関し早急に対応する必要が生じたこと、天間林道路建設事業の進捗に伴い、町所有の光通信ケーブルに係る電柱移設について早急に対応する必要が生じたこと、損害賠償保険請求事件について判決が確定し、早急に弁護士報酬等を支払う必要があったことから、歳入歳出予算の総額に1億601万5,000円を追加し、予算の総額を109億1,261万円としたものです。歳入は、繰入金に1億601万5,000円を追加し、歳出は総務費に1億601万5,000円を追加したものです。

報告第2号専決処分事項の報告について。

令和3年度七戸町一般会計補正予算（第14号）については、住民税非課税世帯等に対する10万円給付事業に関し、早急に対応する必要が生じたこと、学生生活臨時給付金事業において、当初の見込みを超える申請があり、早急に給付金を給付する必要があったことと、除雪経費に関し、12月以降の集中的な降雪及び今後の増加見込みに伴い、早急に対応する必要があったことから、歳入歳出予算の総額に4億6,459万6,000円を追加し、予算の総額を113億720万6,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に3億8,365万円、繰入金に8,094万6,000円を追加し、歳出の主なものは、総務費に2億8,630万1,000円、土木費に1億7,164万4,000円を追加したものです。

報告第3号専決処分事項の報告について。

令和3年度七戸町一般会計補正予算（第15号）については、県の補正予算事業を活用し実施する生活応援商品券事業について、年度内実施に向け早急に対応する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に1億5,602万5,000円を追加し、予算の総額を115億323万1,000円としたものです。

歳入は、県支出金に4,500万円、繰入金に1億1,102万5,000円を追加し、歳出は総務費に1億5,602万5,000円を追加したものです。

議案第19号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について、国家公務員と同様の措置を講ずるため、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第20号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の官報正誤に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第21号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例については、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第22号七戸町下水道条例の一部を改正する条例については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による下水道法改正に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第23号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、町営蛇坂団地5棟10戸完成したことに伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第24号七戸町消防団条例の一部を改正する条例については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬について、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第25号七戸町人材育成基金条例を廃止する条例については、ふるさと創世基金等を活用した人材交流事業や海外派遣事業等の事業を終了したことに伴い、本条例の役割を終えたことから提案するものです。

議案第26号七戸町交通維持基金条例を廃止する条例については、道路交通事故に係る情勢の変化に伴い、本条例の社会的役割を終えたことから提案するものです。

議案第27号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更については、事業の追加により計画の変更が必要となったため提案するものです。

議案第28号町道路線の認定については、町道路線について道路法の規定に基づき、町道を認定するため議会の議決を求めるものです。

議案第1号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第16号）については、歳入歳出予算の総額に1,030万7,000円を追加し、予算の総額を115億4,353万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、町税に2億2,979万8,000円、地方交付税に1億835万5,000円を追加し、繰入金から3億419万4,000円、町債から2億5,550万

円を減額するものです。

歳出の主なものは、諸支出金に3億9,181万1,000円を追加し、総務費から3億2,191万8,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正につきましては、(仮称)七戸町総合アリーナ建設事業において、各年度の出来高の変更に伴い、年割額を変更するものです。

第3表の繰越明許費につきましては、国補正予算関連事業である子育て世帯等臨時特別支援事業、県補正予算関連事業であるナナイロぐらし商品券交付事業のほか、本庁舎及びふれあいセンターの火災報知設備機器修繕工事、除雪機械購入費、道路改良舗装事業並びに大雨災害に伴う災害復旧事業において、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものです。

第4表の債務負担行為補正につきましては、公共バス運行业務委託料、総合行政システム利用料及び小中学校用務員業務委託料に関し債務負担行為を設定するものです。

第5表の地方債補正につきましては、事業費の精査による増減が主な理由となりますが、減収補てん債につきましては、地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額の減収分を補てんするための増額です。

議案第2号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額から592万2,000円を減額し、予算の総額を18億2,098万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金に197万9,000円、諸収入に104万7,000円を追加し、県支出金から899万8,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、保険給付費から588万円を減額するものです。

議案第3号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額から49万5,000円を減額し、予算の総額を4億3,902万4,000円とするものです。

歳入は、繰入金から49万5,000円を減額し、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金から45万9,000円を減額するものです。

議案第4号令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額から21万5,000円を減額し、予算の総額を27億6,021万8,000円とするものです。

歳入は、繰入金から21万5,000円を減額し、歳出は、総務費から21万5,000円を減額するものです。

議案第5号令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額から27万8,000円を減額し、予算の総額を508万7,000円とするものです。

歳入は、サービス収入から16万4,000円、繰入金から11万4,000円減額し、歳出は、総務費から27万8,000円を減額するものです。

議案第6号令和3年度七戸町霊園事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から306万6,000円を減額し、予算の総額を754万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金から345万8,000円を減額し、歳出の主なものは、総務費から345万6,000円を減額するものです。

議案第7号令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から679万円を減額し、予算の総額を4億407万円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金からの638万3,000円、町債から130万を減額し、歳出の主なものは事業費から585万2,000円を減額するものです。

また、第2表の地方債補正につきましては、事業債の精査に伴い減額するものです。

議案第8号令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から201万4,000円を減額し、予算の総額を7,026万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金からの198万2,000円を減額し、歳出の主なものは、総務費から201万4,000円を減額するものです。

議案第9号令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的収入及び支出について収益的収入の営業収益に227万1,000円を追加し、営業外収益から67万4,000円を減額し、水道事業収益の総額を3億3,702万7,000円とし、収益的支出の営業費用から927万2,000円、特別損失から435万9,000円を減額し、水道事業費用の総額を2億9,316万6,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の工事負担金から296万1,000円、補助金から64万4,000円を減額し、資本的収入の総額を1億3,628万7,000円とし、資本的支出の建設改良費から3,254万6,000円を減額し、資本的支出の総額を2億9,619万円とするものです。

議案第10号令和4年度七戸町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を117億5,690万6,000円とし、前年度比20億6,841万8,000円の増額及び伸び率は21.3%の増加です。

歳入の主なものとその構成比は、町税は21億4,311万4,000円で18.2%、地方交付税は35億1,000万円で29.9%、国庫支出金は15億790万6,000円で12.8%、町債は26億5,390万円で22.6%です。

歳出の主なものとその構成比は、総務費は33億6,870万7,000円で28.7%、民生費は17億3,524万4,000円で14.8%、衛生費は10億1,412万3,000円で8.6%、土木費は10億5,143万8,000円で8.9%、公債費は10億5,631万円で9.0%、諸支出金は11億5,757万2,000円で9.9%です。

歳入の前年度対比で、金額及び割合が大きく増加しているものは、町債が13億6,230万円の増額で105.5%の増加ですが、これは（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事に係る公共施設整備事業債の増額によるものです。

次に、国庫支出金が3億8,468万9,000円の増額で34.2%の増加ですが、これは荒熊内地区開発事業に係る、都市構造再編集中事業補助金の増加によるものです。

一方、金額及び割合が大きく減少しているものは、使用料及び手数料が6,409万8,000円の減額で、40.1%の減少ですが、これは、農産物産直施設の指定管理に伴う施設使用料の減額によるものです。

歳出の前年度対比で金額及び割合が大きく増加しているものは、総務費が17億8,693万7,000円の増額で113.0%の増加ですが、これは荒熊内地区開発事業費の増加によるものです。

次に、土木費が1億3,086万円の増額で14.2%の増加ですが、これは道路整備事業費の増加によるものです。また教育費が1億9,213万1,000円の増額で23.9%の増加ですが、これは、七戸小学校グラウンド等改修工事及び七戸城跡の史跡等買上げ事業の増加によるものです。

一方、金額及び割合が大きく減少しているものは、衛生費が2億233万1,000円の減額で16.6%の減少ですが、これは、中部上北広地域事業組合の分担金の減額によるものです。

財政状況につきましては、年々、社会保障費や義務的経費が増加傾向にある中、公共施設等の老朽化対策などの課題を抱えておりますが、このような財政状況を踏まえ、事業の取捨選択や事務効率の向上を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

議案第11号令和4年度七戸町国民健康保険特別予算については、歳入歳出予算の総額を18億1,934万4,000円とし、前年度比3,742万8,000円の減額、伸び率は2.0%の減少です。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億3,285万6,000円、県支出金12億5,000万1,000円、繰入金2億3,107万1,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費12億1,140万5,000円、国民健康保険事業費納付金5億3,830万8,000円です。

議案第12号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出の予算の総額を4億2,800万9,000円とし、前年度比1,163万7,000円の増額、伸び率は2.8%の増加です。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4,384万5,000円、繰入金2億7,153万5,000円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億66万5,000円です。

議案第13号令和4年度七戸町介護保険特別会計予算については、歳入歳出の予算の

総額を27億3,988万円とし、前年度比5,675万9,000円の増額、伸び率は2.1%の増加です。

歳入の主なものは、保険料4億7,623万5,000円、国庫支出金6億9,268万8,000円、支払基金交付金7億2,028万6,000円、県支出金3億8,937万3,000円、繰入金4億6,126万1,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費26億3,438万9,000円です。

議案第14号令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を509万8,000円とし、前年度比20万4,000円の減額、伸び率は3.8%の減少です。

歳入の主なものは、サービス収入382万円、繰入金127万6,000円、歳出の主なものは、総務費489万7,000円です。

議案第15号令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算については、歳入歳出の予算の総額を824万7,000円とし、前年度比51万7,000円の増額、伸び率は6.7%の増加です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料188万3,000円、繰入金633万1,000円、歳出の主なものは、総務費824万6,000円です。

議案第16号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を4億9,885万6,000円とし、前年度比1億121万円の減額、伸び率は25.5%の増加です。

歳入の主なものは、繰入金2億1,164万3,000円、町債1億3,610万円です。歳出は、総務費1億1,020万8,000円、事業費1億9,434万8,000円、公債費1億9,430万円です。

議案第17号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出の予算の総額を7,994万1,000円とし、前年度比1,870万8,000円の増額、伸び率は30.6%の増加です。

歳入の主なものは、繰入金5,335万5,000円、町債1,760万円です。歳出は、総務費4,334万1,000円、公債費3,660万円です。

議案第18号令和4年度七戸町水道事業会計予算については、年間業務の予定量といたしまして、給水戸数は7,570戸、年間総給水量は218万立方メートル、1日の平均給水量を5,980立方メートルとするものです。収益的収入及び支出の予定額といたしましては、水道事業収益の総額は3億5,909万8,000円とし、内訳といたしましては、営業収益3億1,162万4,000円、営業外収益4,747万3,000円、特別利益1,000円とするものです。

続きまして、水道事業費用の総額は、3億711万9,000円とし、内訳といたしましては、営業費用2億7,304万3,000円、営業外費用1,894万6,000円、特別損失13万円、予備費1,500万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額といたしましては、資本的収入の総額は、1億2,521万1,000円とし、内訳といたしましては、工事負担金363万1,000円、補助金4,158万円、企業債8,000万円とするものです。

続きまして、資本的支出の総額は3億7,275万7,000円とし、内訳といたしましては、建設改良費3億448万円、企業債償還金6,827万7,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,754万6,000円は、減債積立金5,000万円、損益勘定留保資金1億7,397万6,000円、消費税資本的収支調整額2,357万円を補てんするものです。

議案第29号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和4年5月16日で任期満了となる七戸町教育委員会委員について、盛田元之氏を任命したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本定例会で提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

○議長（瀬川左一君） 御苦労さまでした。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について

○議長（瀬川左一君） 日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答が届いております。

本件については、常任委員会の要請事項に対する町長、教育長、農業委員会会長からの回答の写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

○日程第6 予算審査特別委員会設置

○議長（瀬川左一君） 日程第6 予算審査特別委員会設置の件を議題とします。

議案第10号令和4年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和4年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件9議案については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま付託いたしました本件については、会議規則第46条第1項の規定により3月8日までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、3月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会を本日会議終了後、直ちに招集します。本会議散会後もそのまま着席をお願いします。

○散会宣告

○議長(瀬川左一君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月2日の本会議は午前10時に再開します。

本席から告知します。

3月2日の一般質問の順番をお知らせします。

1番目は5番の小坂義貞君、2番目は10番の佐々木寿夫君、3番目は3番の向中野幸八君となります。

3月3日の一般質問の2日目の順番は、4番目は1番の中野正章君、5番目は7番の冨清悦君、6番目は2番の山本泰二君となります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

散会 午後 2時20分